

令和 8 年度 介護保険サービス事業者自主点検表

【通所介護・地域密着型通所介護・第1号通所事業】

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒 川越市		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課
 電話番号：０４９－２２４－６２３７ e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
 (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

１ 自主点検表の対象

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２ 記入方法

(1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。

(5) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。

(6) 通所介護・地域密着型通所介護・第1号通所事業の指定を受けている事業所は、それぞれ該当部分を点検してください。

(7) 特段指定のない限り、「通所介護」は、「地域密着型通所介護」「第1号通所事業」、「地域密着型通所介護」は「第1号通所事業」と読み替えるものとします。

(8) 特段事情のない限り、第1号通所事業に係る根拠法令の記載は省略します。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚令36）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25）
平24条例48	川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第48号）

略 称	名 称
平25規則36	川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第36号）
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004・老振発0331004・老老発0331017）
旧予防条例	平成27年条例第11号による改正前の川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
旧予防規則	平成27年規則第29号による改正前の川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告19）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企36）
平18厚労告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告126）
報酬留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018）
総合事業実施要綱	川越市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
老認発0319第3号	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発第0319第3号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚労省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚労告第95号）
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚労告第96号）
令6厚労告84	介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働大臣告示第84号）
令6老認発4	介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
第1-1 基本方針			
1 基本的事項	(通所介護・地域密着型通所介護(それぞれ共生型含む)) 通所介護(地域密着型通所介護)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 (第1号通所事業) 第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 (療養通所介護) (1) 療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 (2) 療養通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第80条 【平25規則36第51条の2】 [旧予防規則第78条] 平25規則36第51条の20第1項 平25規則36第51条の20第2項
第1-2 人員に関する基準			
1 基本的事項	○ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 ※ 非常勤の従業者の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。 ※ 常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものととして取り扱います。 ○ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25第2・2(1) 【基準解釈通知第2・2(1)】 平成14年度報酬改定Q&A問1 平成14年度報酬改定Q&A問1 平11老企25第2・2(3) 【基準解釈通知第2・2(3)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 ☒ は地域密着型 ☐ は第1号通所事業
	同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ○ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ○ 通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される通所介護をいうものです。例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ① 通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合。 ② 午前と午後とで別の利用者に対して通所介護を提供する場合。また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。 ○ 8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業者の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。 ○ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して通所介護を提供する場合であって、それぞれの通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数、10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 ○ 同一事業所で複数の単位の通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。 ○ 通所介護事業者（地域密着型通所介護事業者）が第一号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合、どちらか一方の人員基準を満たすことをもって両方の人員基準（管理者を除く）を満たしているとみなすことができます。		平11老企25第2・2(4) 【基準解釈通知第2・2(4)】 平11老企25第3・6・1(1) 【基準解釈通知第3・2の2・1(1)】 平24条例46第31条第7項 【平24条例48第16条の2第8項】
2 基本的事項 （労働時間の算定に適用される基準）	従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法によ	はい・いいえ	労働時間の適正な把握のための使用者が護

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
(労働時間の管理) 3 生活相談員	り適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4(3)に定める措置を講じる必要があります。 ○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、3年間保存しなければなりません。 ※ 法人役員等であっても、基準上配置が求められる職務に従事している場合には、客観的に配置が証明できる書類を整備してください。 (1) 通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護の提供に当たる者に限る）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ○ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ア 大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 社会福祉士 エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 オ アからエと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） ② これと同等以上の能力を有すると認められる者（市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています） ○ 生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とします。 例えば、1単位の通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、6時間の勤務時間数を1人分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、そのために十分な時間が必要と	はい・いいえ	のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号） 労働基準法第109条 平24条例46第31条第1項第1号 【平24条例48第16条の2第1項第1号】 平11老企25第3・6・1(2) 【基準解釈通知第3・2の2・1(2)】 平11老企25第3・6・1(1)④ 【基準解釈通知第3・2の2・1(1)④】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
4 看護職員	談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 (2) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。 通所介護の単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。（定員10人以下の事業所を除く） ○ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師 ○ 看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下のとおりとします。 ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当てる必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとします。 ○ なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。	はい・いいえ	平24条例46第31条第6項 【平24条例48第16条の2第7項】 [旧予防等基準第97条第7項]
	通所介護の単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。（定員10人以下の事業所を除く） ○ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師 ○ 看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下のとおりとします。 ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当てる必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとします。 ○ なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第31条第1項第2号 【平24条例48第16条の2第1項第2号】 [旧予防等基準第97条第1項第2号] 平11老企25第3・6・1(1)⑥
5 介護職員	(1) (通所介護・地域密着型通所介護（利用定員11人以上）) 通所介護の単位ごとに、当該通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護の提供に当たる者に限る）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者（第一号通所事業の利用者を含む）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第31条第1項第3号 【平24条例48第16条の2第1項第3号】
	(1)' (地域密着型通所介護（利用定員が10人以下）) 看護職員及び介護職員の員数を、単位ごとに、サービス提供時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ○ 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護の単位の介護職員として従事することができます。 ○ 介護職員については、通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。 (確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式) ・利用者数15人まで 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝【(利用者数－15)÷5＋1】×平均提供時間数 ○ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、(18－15)÷5＋1＝1.6となり、5時間の勤務時間数を1.6人分確保すれば	はい・いいえ	【平24条例48第16条の2第2項】 平24条例46第31条第3項 【平24条例48第16条の2第4項】

[illegible]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □ は第1号通所事業
の人員基準	(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下指定生活介護事業所等という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)指定自立訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上を配置していますか。 ○ 従業者 指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上となることということです。 この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算してください。 ○ 管理者 指定通所介護の基準と同様です。 なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。	・該当なし	【平24条例46第41条、42条の2】 平11老企25第3・6・4(1) 【基準解釈通知第3・2の2・4(1)①】 平11老企25第3・6・4(1)② 【基準解釈通知第3・2の2・4(1)②】
9 基準該当通所介護事業所の人員基準	事業所ごとに置くべき従業者の員数等は、次のとおりとなっていますか。 ○ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び管理者の数・・・上記3～7における「通所介護」と同様 ※ ただし、生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする要件はありません。また、管理者についても常勤である必要はありません。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第41条、42条
10 療養通所介護の人員基準	事業所ごとに置くべき従業者の員数等は、次のとおりとなっていますか。 ○ 看護職員又は介護職員の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる者が1以上確保されるために必要と認められる数を配置。 ○ 上記のうち1人以上は常勤で専従の看護師であること。 ○ 管理者: 常勤で専従の管理者を置くこと。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。 ※ 管理者は看護師であること。また、適切なサービスを行うために必要な知識及び技能を有していること(訪問看護に従事した経験を有すること、また更に、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです)。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例48第16条の7 平24条例48第16条の8 基準解釈通知第3・2の2・5・(2)②ロ、ハ
第1ー3 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ○ 設備は、専ら当該通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合(夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る)はこの限りではありません。	はい・いいえ	平25規則34第81条第1項 【平25規則36第51条の3第1項】 平25規則34第81条第3項 【平25規則36第51条の3第3項】
2 食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に当該事業所の利用定員(当該事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限)を乗じて得た面積以上となっていますか。 ○ 上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては	はい・いいえ	平25規則34第81条第2項第1号イ 【平25規則36第51条の3第2項第1号イ】 平25規則34第81条第2項第1号ロ 【平25規則36第51条の3

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。 ○ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。 3 相談室 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。 5 事業所の設備又はそれ以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供を開始する場合は、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出ているか。 6 第一号通所事業に係る事業者の指定を併せて受けた場合 7 共生型通所介護の設備基準 8 基準該当通所介護の設備基準	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	第2項第1号ロ】 平11老企25第3・6・2(2) 【基準解釈通知第3・2の2・2(2)】 平25規則34第81条第2項第2号 【平25規則36第51条の3第2項第2号】 平11老企25第3・6・2(3) 【基準解釈通知第3・2の2・2(3)】 平25規則34第81条第4項 【平25規則36第51条の3第4項】 平25規則34第81条第5項、第6項 【平25規則36第51条の3第5項、第6項】 平25規則第34第81条第8項 【平25規則36第51条の3第8項】 平11老企25第3・6・4(2) 【基準解釈通知第3・2の2・4(2)】 平25規則34第108条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
9 療養通所介護の専用の部屋の基準	なければなりません、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合（夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る）はこの限りではありません。 サービスを行うにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ○ 利用者の状態を勘案して判断されるものではありませんが、利用者毎の設置を求めているものではありません。 ○ 専用の部屋の面積は、利用者1人につき6.4㎡以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されている必要があります。 ○ この設備は、専ら当該事業の要に供されるものでなければなりません。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合（夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る）には、この限りではありません。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例48第16条の10 平25規則36第51条の21
第1-4 運営に関する基準			
1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について	サービスを提供するに当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ○ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	平25規則34第3条第4項 【平25規則36第3条第4項】 令6厚労告84第2条第4項 準用（平11老企25第3・1・3(1)） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(1)）】
2 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 通所介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ⑥ 緊急時対応医療機関との連絡体制 ※療養通所介護のみ ○ 同意は、利用者及び通所介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例46第33条（準用第6条） 【平24条例48第16条の5（準用第7条）】 準用（平11老企25第3・1・3(2)） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(2)）】 平24条例48第16条の11
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	はい・いいえ	平24条例46第33条（準用第7条） 【平24条例48第16条の5（準用第8条）】 準用（平11老企25第3・1・3(3)） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(3)）】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第1号通所事業
4 サービス提供困難時の対応	てはいけません。 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第7条) 【平25規則36第51条の18(準用第8条)】
5 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第8条第1項) 【平25規則36第51条の18(準用第9条第1項)】
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第9条第1項) 【平25規則36第51条の18(準用第10条第1項)】
7 心身の状況等の把握	(1) サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 (2) (療養通所介護のみ) 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第10条) 【平25規則36第51条の4】 平25規則36第51条の23第2項
8 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 (3) (療養通所介護のみ) 利用者に対するサービスの提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供しよう努めていますか。 (4) (療養通所介護のみ) 利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供しよう努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第11条第1項) 【平25規則36第51条の18(準用第12条第1項)】 平25規則34第92条(準用第11条第2項) 【平25規則36第51条の18(準用第12条第2項)】 平25規則36第51条の24第2項 平25規則36第51条の24第3項
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービス	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第12条) 【平25規則36第51条の18(準用第13条)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	として受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。		
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第13条) 【平25規則36第51条の18(準用第14条)】
11 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ○ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第14条) 【平25規則36第51条の18(準用第15条)】 準用(平11老企25第3・1・3(8)) 【準用(基準解釈通知第3・1・4(10))】
12 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 通所介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項 (2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第16条第1項) 【平25規則36第51条の18(準用第17条第1項)】 準用(平11老企25第3・1・3(10)①) 【準用(基準解釈通知第3・1・4(12))】
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ○ 法定代理受領サービスとして提供される通所介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。 (2) 法定代理受領サービスに該当しない通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように	はい・いいえ	平25規則34第82条第1項 【平25規則36第51条の5第1項】 準用(平11老企25第3・1・3(11)①) 【準用(基準解釈通知第3・1・4(13)①)】
		はい・いいえ	平25規則34第82条第2項 【平25規則36第51条の5第2項】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	設けられている利用基準等について、日常生活に支障が生じていないかを確認していますか。 ○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が通所介護の事業の会計と区分されていること。 (3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、下に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 通常要する時間を超える通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用（介護予防通所介護及び療養通所介護は受け取ることができません。） ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用 ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。 (4) (3)⑤の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。 (5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 (6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 (7) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ○ 医療控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者）の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください（「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照）。 ○ その他の日常生活費については、外部の事業者が利用者と契約	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ はい・いいえ	準用（平11老企25第3・1・3(11)②） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(13)②）】 平25規則34第82条第3項 【平25規則36第51条の5第3項】 平11老企25第3・6・3(1)② 【準用（基準解釈通知第3・1・4(12)③）】 平25規則34第82条第5項 【平25規則36第51条の5第5項】 法第41条第8項 施行規則第65条 平成13年度介護報酬Q&A 問17のQ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
14 保険給付の請求のための証明書の交付	を結び、その費用を徴収する場合であってもその基準は適用されます。 法定代理受領サービスに該当しない通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	同IVの9 平25規則34第92条(準用第18条) 【平25規則36第51条の18(準用第19条)】
15 指定通所介護の基本取扱方針	(1) 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 (2) 自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 (第1号通所事業のみ) (3) サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。(第1号通所事業のみ) (第1号通所事業のみ) (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。(第1号通所事業のみ) (第1号通所事業のみ) (5) サービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。(第1号通所事業のみ)	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第83条第1項 【平25規則36第51条の6第1項】 平25規則34第83条第2項 【平25規則36第51条の6第2項】 [旧予防規則第88条第3項] [旧予防規則第88条第4項] [旧予防規則第88条第5項]
16-1 指定通所介護の具体的取扱方針(通所介護)	(1) サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ○ 通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。 (2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 ○ 「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。 (3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ○ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれ	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第32条の2第3号 平25規則34第84条第1号 平11老企25第3・6・3(2)① 平24条例46第32条の2第3号 平25規則34第84条第2号 平11老企25第3・6・3(2)② 平24条例46第32条の2第1号 平24条例46第32条の2第2号 基準解釈通知第3・2の2・3(2)③

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第1号通所事業
16-2 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針(地域密着型通所介護)	らの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくが必要です。 なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければなりません。		
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第32条の2第3号 平25規則34第84条第3号
	(6) 通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 ○ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。	はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第32条の2第3号 平25規則34第84条第4号
	○ 通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外で提供することができます。		平11老企25第3・6・3(2)④
	① あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		平11老企25第3・6・3(2)⑤
	(1) 地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。 ○ 地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第1号】 【基準解釈通知第3・2の2・3(2)】
	(2) 地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第2号】
	(3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第3号】
	(4) 地域密着型通所介護ごとに置くべき従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提要方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ○ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含まれます。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第4号】 【基準解釈通知第3・2の2・3(2)】
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第1号】
	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第2号】
	(7) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第5号】
	(8) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 ○ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、サービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。	はい・いいえ ・該当なし	【平24条例48第16条の3の2第3号、平25規則36第51条の7第6号】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
16-3 指定通所介護の 具体的取扱方針 (第一号通所事業)	○ サービスは、事業者内で提供することが原則ですが、次に掲げる条件を持たず場合には、事業所の屋外で提供することができます。 ① あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置づけられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 (1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 (2) 管理者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防通所介護計画」といいます。）を作成していますか。 (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。 (4) 管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ていますか。 (5) 管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付していますか。 (6) サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行っていますか。 (7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 (8) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。 (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 (10) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 (11) 管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」といいます。）を行っていますか。 (12) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 (13) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行っていますか。 (14) 介護予防通所介護計画の変更の際も(2)から(5)までに従い実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	[旧予防規則第89条第1号] [旧予防規則第89条第2号] [旧予防規則第89条第3号] [旧予防規則第89条第4号] [旧予防規則第89条第5号] [旧予防規則第89条第6号] [旧予防規則第89条第7号] [令6厚労告84第63条第8号] [令6厚労告84第63条第9号] [旧予防規則第89条第8号] [旧予防規則第89条第9号] [旧予防規則第89条第10号] [旧予防規則第89条第11号] [旧予防規則第89条第12号]
17 通所介護計画の 作成（介護予防計画）	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための月	はい・いいえ	平25規則34第85条第1項 【平25規則26第51条の8】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第1号通所事業
作成（介護予防通所介護計画は適用しない）	境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成していますか。 ○ 通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験の有る者や介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 ○ 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。 (2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ○ 通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 (3) 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ○ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 (4) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 ○ 交付した通所介護計画は、2年間保存しなければなりません。 (5) 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ○ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 (6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	【平25規則34第85条第1項】 平11老企25第3・6・3(3)①、② 【基準解釈通知第3・2の2・3(3)】 平25規則34第85条第2項 【平25規則36第51条の8第2項】 平11老企25第3・6・3(3)③ 【基準解釈通知第3・2の2・3(3)③】 平25規則34第85条第3項 【平25規則36第51条の8第3項】 平11老企25第3・6・3(3)④ 【基準解釈通知第3・2の2・3(3)④】 平25規則34第85条第4項 【平25規則36第51条の8第4項】 平11老企25第3・6・3(3)④ 【基準解釈通知第3・2の2・3(3)④】 平25規則34第85条第5項 【平25規則36第51条の8第5項】 平11老企25第3・6・3(3)⑤ 【基準解釈通知第3・2の2・3(3)⑤】 平11老企25第3・6・3(3)⑥（準用同第3・1・3(13)⑥） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(16)⑫）】
18 サービスの提供に当たっての留意点（第1号通所事業のみ）	(1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。 (3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	【旧予防規則第90条第1号】 【旧予防規則第90条第2号】 【旧予防規則第90条第3号】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
19 入浴サービス	介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次の事項に留意して適切に行っていますか。 ① 入浴介助に当たっては、洗身介助、脱衣室における着脱衣介助及び脱衣室から浴室までの移動介助等の手順について、介助方法に安全上の問題はないか、入所者の心身の状況や介護職員の作業負担等を踏まえて確認し、適切な介助方法を職員に対して周知すること。 ② 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。 ③ ①及び②の介助方法等を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。 ④ 入所者の安全確認については、複数の介護職員が連携して行うこと。 ⑤ 脱衣室・浴室における職員の配置及びその配置から対応可能な入所者数を確認し、必要に応じて複数の職員で一人の入所者の入浴介助を行うことができるよう、無理のないサービスの体制を組むこと。 ⑥ 施設内における事故やヒヤリハット等に関する報告を収集・分析し、抽出されたリスク要因に対して解決策を検討し、施設全体で情報を共有すること。 ⑦ 事故が発生した際に迅速な措置を行うことができるように、緊急連絡網やマニュアルの整備を行うこと。	はい・いいえ	平成24年8月7日 川指監発第117号 平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知
20 介護職員等による喀痰吸引等について	(1) 介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）がたんの吸引等を実施していますか。 (以下、(1)が「はい」の場合のみ点検してください) (2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 (3) 認定特定行為従事者は何人いますか。 (4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 (5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか（登録している行為にチェックしてください）。 (6) たん吸引等の業務について、以下のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は介護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。	はい・いいえ はい・いいえ 人 はい・いいえ (たん吸引) 口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内部 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう 経鼻経管栄養 はい・いいえ	士士法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項 社福・介福規則第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条 平成23年6月22日老発第0622第1「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6・2・1

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第 1 号通所事業
	は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。		
21 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第22条) 【平25規則36第51条の18(準用第24条)】
22 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第92条(準用第23条)
23 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第7章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 (3) (療養通所介護のみ) ① 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業所等と密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順についての情報の共有を十分に行っていますか。 ② (療養通所介護のみ) 管理者は、サービスの提供に適切な環境を整備していますか。 ③ (療養通所介護のみ) 管理者は、利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平25規則34第92条(準用第44条) 【平25規則36第51条の9第1項】 平25規則34第92条(準用第24条第2項) 【平25規則36第51条の9第2項】 【平25規則36第51条の28第2項】 【平25規則36第51条の28第3項】 【平25規則36第51条の28第4項】
24 運営規程	事業所ごとに、右に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定通所介護の利用定員 ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ※療養通所介護は必要ありません ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	平25規則34第86条 【平25規則36第51条の10】 平25規則36第51条の29

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	○ ②の「従業員の職種、員数及び職務内容」について、従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。 ○ ③の「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を併せて明記してください。 例えば、サービス提供時間（9時間）の前に連続して1時間、後ろに連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う通所介護事業所にあつては、当該通所介護事業所の営業時間は12時間ですが、運営規程には、サービス提供時間9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載すること。 ○ ④の「通所介護の利用定員」は、同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 ○ ⑩の「虐待の防止のための措置に関する事項」について、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。 ○ 共生型通所介護の利用定員 共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の上限をいいます。 つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害者給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、定員を定めてください。 例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。 ○ ⑤の「通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。 「利用料」には、法定代理受領サービスである通所に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第96条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 ○ ⑥の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。（通所介護のみ） ○ ⑦の「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が通所介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。 ○ ⑨の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。		準用（平11老企25第3・1・3(19)②） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(21)②）】 平11老企25第3・6・3(4) 【基準解釈通知第3・2の2・3(5)①】 平11老企25第3・6・3(4) 【基準解釈通知第3・2の2・3(5)②】 準用（平11老企25第3・1・3(19)⑤） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(21)⑤）】 平11老企25第3・6・4(4) 【基準解釈通知第3・2の2・4(4)】 平11老企25第3・6・3(4) 【基準解釈通知第3・2の2・3(5)】
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業員の勤務体制を定めていますか。 ○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 (2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ○ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第87条第1項 【平25規則36第51条の11第1項】 平11老企25第3・6・3(5)① 【基準解釈通知第3・2の2・3(6)①】 平25規則34第87条第2項 【平25規則36第51条の11第2項】 平11老企25第3・6・3(5)② 【基準解釈通知第3・2

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	(3) 通所介護従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 ○ その際、事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。 ○ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。 (4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。 ○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談窓口、従業員に対するメンタルケア等）及び③	はい・いいえ はい・いいえ	の2・3(6)②】 平25規則34第87条第3項 【平25規則36第51条の11第3項】 （平11厚令37第101条第3項） 令6厚労告84第54条 準用（平11老企25第3・2・3(6)③ 【基準解釈通知第3・2の2・3(6)③】 平25規則34第87条第4項 【平25規則36第51条の11第4項】 令6厚労告84第54条 準用（平11老企25第3・1・3(21)④） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(22)⑥】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業			
26 定員の遵守	の相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。 利用定員を超えて通所介護の提供を行っていませんか。 ○ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ○ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。 ○ 共生型通所介護の利用定員については、24. 運営規程の共生型通所介護の利用定員を参照してください。 ○ 療養通所介護の利用定員は、18人以下となります。 ○ 通所サービスと第一号通所事業を一体的に行う事業所の定員については、それぞれの利用者の合算で定めることとしています。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援とを合わせて20という意味であり、利用日によって要介護者と要支援者の構成比が変化しても構いませんが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算の対象となります。	はい・いいえ	平25規則34第88条 【平25規則36第51条の12】 平12老企36第2・7(20) 【報酬留意事項通知第3・2の2・3(19)】 平24条例48第16条の9 平成18年度介護報酬Q&A問39			
27 業務継続計画の策定	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 <table><tr><td>研修実施日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>訓練実施日</td><td>年 月 日</td></tr></table> (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。 ○ 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであること	研修実施日	年 月 日	訓練実施日	年 月 日	はい・いいえ
研修実施日	年 月 日					
訓練実施日	年 月 日					

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	とから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとしします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
28 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画として、消防法施行規則第3条に規定する「消防計画」を定めていますか。 ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとしします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとしします。 (2) 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届け出ていますか。 ① 防火管理者名（ ） ② 届出日（ ）	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第89条第1項 【平25規則36第51条の13第1項】 令6厚労告84第56条 平11老企25第3・6・3(7)① 【基準解釈通知第3・2の2・3(8)①】 消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の2、第3条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 [] は第1号通所事業												
	(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。	はい・いいえ	川越市地域防災計画 5.11（震災対策編）第1章第3節第4の3												
	(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・6・3(7) 【基準解釈通知第3・2の2・3(8)】												
	(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ													
	(6) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。	はい・いいえ	消防法施行規則第3条第10項												
	直近2回の訓練実施日														
	<table><tr><th>実施日</th><th>消防職員の立会</th><th>通報訓練</th><th>参加者数</th></tr><tr><td></td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr><tr><td></td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr></table>	実施日	消防職員の立会	通報訓練	参加者数		有・無	有・無	人		有・無	有・無	人		
	実施日	消防職員の立会	通報訓練	参加者数											
		有・無	有・無	人											
		有・無	有・無	人											
	(7) (6)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。	はい・いいえ													
	(8) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第89条第2項 【平25規則36第51条の13第2項】												
	○ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。		平11老企25第3・6・3(7)② 【基準解釈通知第3・2の2・3(8)②】												
(9) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防火性能を有する物品となっていますか。	はい・いいえ	消防法第8条の3第1項													
(10) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（機器点検6月ごと年2回、総合点検1年に1回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。	はい・いいえ														
直近2回の実施日															
<table><tr><th>実施日</th><th>実施内容</th><th>指摘事項等</th></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table>	実施日	実施内容	指摘事項等	年 月 日			年 月 日				消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項				
実施日	実施内容	指摘事項等													
年 月 日															
年 月 日															
(11) 災害に備えて、右の物資等を3日分程度備蓄していますか。（努力義務）	はい・いいえ	川越市地域防災計画 5.11（震災対策編）第1章第3節第4の3													
① 非常用食料（特別食を含む）															
② 飲料水															
③ 常備薬															
④ 介護用品															
⑤ 照明器具															
⑥ 熱源															
⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）															
29 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第90条第1項 【平25規則36第51条の14第1項】												

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業																																	
	○ 受水槽の有効容量が10m³を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ○ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに1回です。 ○ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。（「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号）） ○ 少なくとも1年に1回以上水質検査を行い（毎日完全換水しない場合（連日使用型）は1年に2回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。 ○ 昨年度実施した浴槽水の水質検査実施状況を記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>換水頻度</th> <th>数</th> <th>循環式※（必要回数）</th> <th>非循環式（必要回数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集団浴</td> <td>連日使用型：</td> <td>基</td> <td>(2回以上)</td> <td>(1回以上)</td> </tr> <tr> <td>毎日換水型：</td> <td>基</td> <td>(1回以上)</td> <td>(1回以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械浴 個浴</td> <td>連日使用型：</td> <td>基</td> <td>(2回以上)</td> <td>かけ流しなら不要</td> </tr> <tr> <td>毎日換水型：</td> <td>基</td> <td>(1回以上)</td> <td>(不要)</td> </tr> </tbody> </table> ※循環式浴槽には、追い炊き機能も含まれます。 (2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 ○ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ○ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 ○ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。 (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 <table border="1"> <tr> <td>委員会開催日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td></td> </tr> </table> ○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 (5) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>訓練実施日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> ○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものです。		換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）	集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)	機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)	委員会開催日	年 月 日		年 月 日	周知方法		研修実施日	年 月 日	訓練実施日	年 月 日	水道法第3条、第34条の2 はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第90条第2項【平25規則36第51条の14第2項】 令3厚労告71第6条 平11老企25第3・6・3(8)① 【基準解釈通知第3・2の2・3(9)①】 平24条例46第32条の3第1号 【平24条例48第16条の3の3第1号】 令6厚労告87第57条第2項 平24条例46第32条の3第2号 【平24条例48第16条の3の3第2号】 令6厚労告87第57条第2項 平24条例46第32条の3第3号 【平24条例48第16条の3の3第3号】 令6厚労告87第57条第2項 平11老企25第3・6・3(8)② 【基準解釈通知第3・2
	換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）																																
集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)																																
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)																																
機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要																																
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)																																
委員会開催日	年 月 日																																			
	年 月 日																																			
周知方法																																				
研修実施日	年 月 日																																			
訓練実施日	年 月 日																																			

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	が、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要があります。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		の2・3(9)②】
30 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 ○ 運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無 実施した直近の年月日 実施した評価機関の名	はい・いいえ	平25規則34第92条（準用第29条） 【平25規則36第51条の18（準用第30条）】 【準用（基準解釈通知第3・1・4(24)①】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
31 秘密保持	記（実施の有無、実施した施設・サービス、実施した計画・機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービス提供の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものです。また、通所介護事業所は、原則として、重要事項を通所介護事業者のウェブサイトに掲載することと規定されていますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、通所介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 通所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所介護介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ハ 前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である通所介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないため、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要がありますが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができます。 ○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に変えることができます。 (2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (令和7年4月1日から上記の措置を講じることが義務付けられます。)	はい・いいえ	平11厚令37第105条（準用第32条第3項）
	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 (2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。 (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。 (4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイダンス」）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第33条（準用第9条第1項） 【平24条例48第16条の5（準用第11条第1項）】 平24条例46第33条（準用第9条第2項） 【平24条例48第16条の5（準用第11条第2項）】 準用（平11老企25第3・1・3(25)②） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(26)】 平24条例46第33条（準用第9条第3項） 【平24条例48第16条の5（準用第11条第3項）】 準用（平11老企25第3・1・3(25)③） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(26)③】 個人情報保護法

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業																			
	<table><tr><td rowspan="3">安全管理措置</td><td></td><td>規程の整備（規程の名称：（ ））</td></tr><tr><td></td><td>組織体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>その他（（ ））</td></tr><tr><td rowspan="3">第三者提供に係る記録の方法</td><td></td><td>その都度記録を作成</td></tr><tr><td></td><td>一括して記録を作成</td></tr><tr><td></td><td>その他（（ ））</td></tr><tr><td rowspan="2">苦情対応窓口の有無</td><td></td><td>有（部署名：（ ））</td></tr><tr><td></td><td>無</td></tr></table>		安全管理措置		規程の整備（規程の名称：（ ））		組織体制の整備		その他（（ ））	第三者提供に係る記録の方法		その都度記録を作成		一括して記録を作成		その他（（ ））	苦情対応窓口の有無		有（部署名：（ ））		無		医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス
安全管理措置		規程の整備（規程の名称：（ ））																					
		組織体制の整備																					
		その他（（ ））																					
第三者提供に係る記録の方法		その都度記録を作成																					
		一括して記録を作成																					
		その他（（ ））																					
苦情対応窓口の有無		有（部署名：（ ））																					
		無																					
○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く） ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイドンスⅢ4(2)」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ○ 用語の定義 ・個人情報…生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。																							

[illegible]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第1号通所事業				
	代表等が考えられます。 ○ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ○ 構成員の兼務について、「利用者の家族」は、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから兼務は想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられます。 ○ 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者などを含め、地域密着型通所介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べるができる者を選任してください。 (2) 運営推進会議は、概ね6月に1回以上開催し、事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 <table><tr><td>委員会開催日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td></tr></table> ○ 次の条件を満たす場合には、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ① 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。 (3) (2)の内容について、記録を作成し、公表していますか。 ○ 公表の方法を記載してください。 <table></table> ○ 記録は、2年間保存しなければなりません。 (4) 地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 ※地域密着型通所介護においては、交流を図らなければなりません。 ○ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。 (5) 提供した通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ○ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 (6) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うよう努めていますか。 ○ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に通所介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者（要支援者	委員会開催日	年 月 日		年 月 日	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	【平25規則36第51条の16第1項】 平成18年度介護報酬Q&A問16 平成18年度介護報酬Q&A問17 【平25規則36第51条の16第1項】 【基準解釈通知第3・2の2・3(10)】 【平25規則36第51条の16第2項】 平25規則34第90条の2第1項 【平25規則36第51条の16第3項】 令6厚労告84第58条 平11老企25第3・6・3(9)① 平25規則34第90条の2第2項 【平25規則36第51条の16第4項】 平11老企25第3・6・3(9)② 平25規則34第90条の2第3項 【平25規則36第51条の16第5項】 準用（平11老企25第3・1・3(29)②
委員会開催日	年 月 日						
	年 月 日						

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
36 事故発生時の対応	日、当該高齢者の業務に付する居宅介護支援業務（要介護者等）のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者（要支援者等）にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		
	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平24条例46第32条の4第1項 【平24条例48第16条の4第1項】 平11老企25第3・6・3(10)① 【基準解釈通知第3・2の2・3(11)】
	○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	平24条例46第32条の4第2項 【平24条例48第16条の4第2項】 平11老企25第3・6・3(10) 【基準解釈通知第3・2
	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。		
37 高齢者虐待の防止	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第32条の4第3項 【平24条例48第16条の4第3項】 平11老企25第3・6・3(10)② 【基準解釈通知第3・2の2・3(11)】
	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		
	(4) 通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合でも、(1)・(2)に準じた必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平11厚令37第104条の2第4項 【平24条例48第16条の4第4項】
	○ 宿泊サービスを提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行ってください。		
	(1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条
	○ 「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。		高齢者虐待防止法第2条
	① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。		
	② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。		
	③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		
	④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。		
	⑤ 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		
	(2) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第7条
	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第33条（準用第10条の2第1号） 【平24条例48第16条の5（準用第12条の2第1号）
	委員会開催日	年 月 日	
	周知方法		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	(4)事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 はい・いいえ (5)事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 はい・いいえ 研修実施日 年 月 日 (6)(3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 はい・いいえ 担当者 ○虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 指定通所介護事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している 平24条例46第33条（準用第10条の2第2号） 【平24条例48第16条の5（準用第12条の2第2号）】 平24条例46第33条（準用第10条の2第3号） 【平24条例48第16条の5（準用第12条の2第3号）】 平24条例46第33条（準用第10条の2第4号） 【平24条例48第16条の5（準用第12条の2第4号）】 準用（平11老企25第3・1・3(31)） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(31)）】		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 ☒ は地域密着型 ☐ は第1号通所事業
	場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 指定通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 指定通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
38 会計の区分	の職務に支障がないと判断したためである。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任します。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ○ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）	はい・いいえ	平25規則34第92条（準用第34条） 準用（平11老企25第3の1の3の(32)） 【準用（基準解釈通知第3・1・4(32)）】
39 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ① 通所介護計画 ② 平24条例46第32条の2第2号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 平24条例46第32条の4第2項（【平24条例48第16条の4第2項】）の規定による事故の状況及び事故に際して採った処理の記録 ④ 平25規則34第92条により準用する同第16条第2項（【平25規則36第51条の18により準用する同第17条第2項】）の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 平25規則36第51条の16第2項の規定による運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録（地域密着型通所介護） ⑥ 平25規則34第92条により準用する同第22条（【平25規則36第51条の18により準用する同第24条】）の規定による市町村への通知に係る記録 ⑦ 平25規則34第92条により準用する同第32条第2項（【平25規則36第51条の18により準用する同第33条第2項】）の規定による苦情の内容等の記録 ○ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 なお、運営推進会議の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第91条第1項 【平25規則36第51条の17第1項】 平25規則34第91条第2項 【平25規則36第51条の17第2項】 平11老企25第3・6・3(12) 【基準解釈通知第3・2の2・3(13)】
40 電磁的記録等	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。 ○ 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及び規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（被保険者証の関係及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。	はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第232条第1項 平12老企36第2・1(9) 令6老認発4第4・1

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 □ は第 1 号通所事業
	面に係る電磁的記録により行うことができます。 (2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。 ○ 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及び規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができます。	はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第232条第2項 令6老認発4第4・2
41 共生型通所介護の基準	(1) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 ⇒ 支援を受けている事業所等の名称を記入してください。	はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第93条 【平25規則36第51条の18の2】
42 基準該当通所介護の基準	(2) 上記「第 1－4 運営に関する基準」の各項目に従い運営していますか。 以下の項目を除き、上記、通所介護における「基本方針」及び「第 1－4 運営に関する基準」の各項目に従い運営していますか。 「9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助」 「34 苦情処理」(5)(6) 「13 利用料等の受領」(1)	はい・いいえ ・該当なし	平24条例46第35条、平25規則34第96条 【平24条例48第16条の5の3】
43 療養通所介護の基準	(1) （具体的取扱い方針） 「16（16-2）通所介護の具体的取扱い方針」にかかわらず、以下の項目を順守することが必要です。 ① サービスの提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 ○ 「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。 ③ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていますか。 ④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ⑤ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ⑥ 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び利用者の利用する訪問看護事業者等と密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。 ⑦ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 ○ サービスは、事業所内で提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外で提供することができます。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平24条例48第16条の12 平25規則36第51条の25

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【 】は地域密着型 [] は第 1 号通所事業				
	③ 緊急時に円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 (5) (安全・サービス提供管理委員会の設置) ① 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます。）を設置していますか。 ② おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催し、事故事例等の安全管理に必要な情報収集を行うとともに、当該情報等を踏まえ、事業所の安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果について記録していますか。 ③ ②の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。 ④ ②の記録は、2 年間保存していますか。 (6) 上記 (1) から (5) 以外の項目について、上記、地域密着型通所介護における「基本方針」及び「第 1－4 運営に関する基準」の各項目に従い運営していますか。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平25規則36第51条の31 平25規則36第51条の33 第3号				
第 2 変更の届出等							
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（通所介護事業に関するものに限る。） ④ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	はい・いいえ	法第75条第1項 施行規則第131条第1項 第6号 法第75条第2項				
2 介護サービス情報の報告	年1回、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	はい・いいえ	法第115条の35第1項 施行規則第140条の43、 44、45				
3 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 <table><tr><td>届出年月日</td><td></td></tr><tr><td>届出先</td><td></td></tr></table> (届出先)	届出年月日		届出先		はい・いいえ	施行規則第140条の39、 40
届出年月日							
届出先							

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 □は第1号通所事業
	① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 (2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 (3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）に○をつけてください。 介護報酬の請求等のチェックを実施 内部通報、事故報告に対応している 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している その他 (4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
第3 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表 6通所介護費」（地域密着型通所介護は、平成18年厚労省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 2の2地域密着型通所介護」）により算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第1号 【平18厚労告126第1号】
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第2号 【平18厚労告126第2号】
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第3号 【平18厚労告126第3号】
2 所要時間による区分の取扱い	(1) 現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19別表6の注1 【平18厚労告126別表2の2注1】 平12老企36第2・7(1)
	○ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 なお、現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではありません。		平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問52
	○ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。		平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問54
	○ 当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。		
	○ 同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の通所介護の単位を利用する場合、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されます。		
	(2) 利用者数又は看護職員もしくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注1 【平18厚労告126別表2の2注1、注2】
	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 月平均の利用者数、運営規程に定められている利用定員を超える場合 ② 看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条又は第105条の2第1号に定める員数に満たない場合		平12厚告27第1号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
	○ 定員超過利用関係 ① 1月間（暦月）の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 ② 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 ③ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減額を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。 ※ 通所サービスと第1号通所事業を一体的に行う事業所の定員については、それぞれの利用者の合算で定めることとしています。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援とを合わせて20という意味であり、利用日によって要介護者と要支援者の構成比が変化しても構いませんが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算の対象となります。 ○ 人員基準欠如関係 ① 看護職員の数、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 ② 介護職員の数、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ③ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 （看護職員の算定式） サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数<0.9 （介護職員の算定式） 当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<0.9 ④ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます）。 （看護職員の算定式） $0.9 \leq \text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 1.0$ （介護職員の算定式） $0.9 \leq \text{当該月に配置された職員の勤務延時間数} \div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数} < 1.0$ ⑤ <u>突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次のaからdまでの全てに該当するときは、④の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に規定する算定方法に適用される。</u>		平12老企36第2・7(22) 【報酬留意事項通知第2・1(6)】 【平18厚労告126別表2の2注12】 平成18年度介護報酬Q&A問39 平12老企36第2・7(25) 【報酬留意事項通知第2・1(8)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	<u>定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式7に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市長に報告すること。なお、別紙様式7には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。</u> a <u>職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。</u> b <u>職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。</u> c <u>公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。</u> d <u>やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。</u>		
3 事業所規模による区分の取扱い（通所介護のみ）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 通常規模型通所介護費 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（※）が750人以内の事業所 (2) 大規模型通所介護費（Ⅰ） 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（※）が900人以内の事業所 (3) 大規模型通所介護費（Ⅱ） 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（※）が900人を超える事業所 ○ (1)～(3)いずれの場合も、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）第93条に定める看護職員又は介護職員（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する共生型通所介護の事業を行う指定通所介護事業所にあつては、同条第1号に定める従業者）の員数を置いている必要があります。 ○ 平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所介護事業所に係る通所介護事業者が、第1号通所事業の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第1号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされています。 ○ ただし、通所介護事業者が第1号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。 ○ 3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。また、平均利用延人員数に含むこととされた第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、第1号通所事業の利用時間が	はい・いいえ (施設規模) 通常規模 ・大規模Ⅰ ・大規模Ⅱ	平12厚告19別表6注1 平27厚労告96第5号 平12老企36第2・7(6) ① 平12老企36第2・7(6) ②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	事業の利用者の計算に当たっては、第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。ただし、第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。 ○ 1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとします。 ○ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市長に届け出た当該事業所の利用定員の90%に、予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。 ○ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数とします。 ○ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）を参照してください。		
4 地域密着型通所介護費（地域密着型のみ）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 人員基準に従って従業者を置いている事業所であること。	はい・いいえ	【平12厚労告126別表2の2注1】 平12老企36第2・7(6)③ 平12老企36第2・7(6)④ 平12老企36第2・7(6)⑤ 平27厚労告96第27の2イ
5 療養通所介護費（療養介護のみ）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った療養介護事業所等において、利用者（別に厚生労働大臣が定める利用者に限る）に対し、サービス提供を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 人員基準に従って従業者を置いている事業所であること。 ○ 厚生労働大臣が定める利用者 在宅で生活しており、常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定しています。 ○ サービス提供時間の考え方について、療養通所介護においては、利用者が当該サービスを利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要です。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とします。 ○ 療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行ってください。 ○ 人員配置欠如減算の考え方については、通所介護と同様です。	はい・いいえ・該当なし	【平18厚労告126別表2の2注2】 平27厚労告96第27の2ロ 【報酬留意事項通知第2・3の2(26)】
6 高齢者虐待防止措置費	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置費を算定しない。	はい・いいえ	平12厚告19別表6の注2

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
措置未実施減算	正措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 自主点検項目「第1-4 運営に関する基準 38高齢者虐待の防止」 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていること。 (1) 当該通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前記(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ○ 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、基準省令第105条又は105条の3の準用による第37条の2（虐待の防止）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	・該当なし	平27厚労告95第14の3号 【平18厚労告126別表2の2注4】 平12老企36第2の7(2)
7 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 自主点検項目「第1-4 運営に関する基準 27業務継続計画の策定」 感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 ○ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第105条又は第105条の3において準用する第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとなります。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6の注3 【平18厚労告126別表2の2注5】 平12老企36第2の7(3)
8 短時間の場合の算定	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、「所要時間2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 ○ 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な方です。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注4 【平18厚労告126別表2の2注7】 平12老企36第2・7(4)
9 連続して延長サービスを行った場合に係る加	算定対象時間（8時間以上9時間未満の通所介護の所要時間とその前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注6

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
算	位数を所定単位数に加算していますか。 ① 9時間以上10時間未満の場合 50単位 ② 10時間以上11時間未満の場合 100単位 ③ 11時間以上12時間未満の場合 150単位 ④ 12時間以上13時間未満の場合 200単位 ⑤ 13時間以上14時間未満の場合 250単位 ○ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ① 9時間の通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 ② 9時間の通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。 また、当該加算は、通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、 ③ 8時間の通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、8～9時間の通所介護費に4時間分（＝13時間－9時間）の延長サービス200単位を加算して算定されます。 ○ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があります（延長時間帯は、人員基準上の提供時間帯には該当しないため、複数単位の利用者を同一の職員が対応することもできます）。 ○ 当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。		【平18厚労告126別表2の2注9】 平12老企36第2・7(5) 平成15年介護報酬に係るQ&A問6
10 共生型通所介護を行う場合	共生型通所介護を行った場合は、所定単位数に、次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。 ア 指定生活介護事業所 100分の93 イ 指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所 100分の95 ウ 指定児童発達支援事業所 100分の90 エ 指定放課後等デイサービス事業所 100分の90	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注7 【平18厚労告126別表2の2注10】
11 生活相談員配置等加算（共生型のみ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、共生型通所介護を算定をしている場合は、1日につき13単位を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 生活相談員を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ○ 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がありますが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。 なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。 ○ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」「認知症カフェ・食堂等の設置」「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注8 【平18厚労告126別表2の2注11】 平27厚労告95 第14の2号 平12老企36第2・7(8) 【報酬留意事項通知第2・3の2(8)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
12 中山間地域等居住者加算	実施」「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。 ○ 当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができます。 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める地域 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）の第2を参照してください。 ○ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表6注9 【平18厚労告126別表2の2注12】 平12老企36第2・7(9) 【報酬留意事項通知第2・3の2(9)】
13 入浴介助加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行って当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位 次のいずれにも適合すること。 ア 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 イ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。 ② 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位 次のいずれにも適合すること。 ア ①に掲げる基準に適合すること。 イ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は福祉用具貸与事業所若しくは特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差 ウ 当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができます。 エ ウの入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。 (1) 入浴介助加算（Ⅰ）の算定上の留意事項 ① 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のため	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表6注10 【平18厚労告126別表2の2注13】 平27厚労告95第14の5号 平12老企36第2・7(10) ア 【報酬留意事項通知第2・3の2(10)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	に、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。 ② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとします。 ③ 通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。 (2) 入浴介助加算（Ⅱ）の算定上の留意事項 ① (1)①から③までを準用します。 ② 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものです。 なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施します。 a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下、「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対しその旨情報共有します。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。 ※ 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。 なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとします。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければなりません。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 b 指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができます。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
14 中重度者ケア体制加算	別添で個々の入浴計画を作成していただくものとします。 c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととします。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。ただし、共生型通所介護に係る算定をしている場合は、算定できません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していること。 ○ 算定時留意事項 ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上加配されていれば加算の要件を満たすこととなります。 なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 ※ 利用実人員数については、実際の利用者数、利用延人員数については、延べ利用回数で計算するものです。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新規事業所、再開事業所を含む）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 ロ 前3月の実績により届出を行た事業所については、届出を行った月以降においても、直近の割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定できなくなった旨の届出を提出しなければなりません。 ④ 看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある、他の職務との兼務は認められません。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注11 【平18厚労告126別表2の2注14】 平27厚労告95第15号 平12老企36第2・7(11) 【報酬留意事項通知第2・3の2(11)】 平成27年介護報酬Q&A問31

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
15 生活機能向上連携加算	※ 当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置されている場合には、新たに配置する必要はありません。 また、専従の看護職員を全ての営業日に配置できない場合には、配置があった日のみの算定となります。 ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、同時に算定可能です。 ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する必要があります。 ※ 中重度ケア体制加算に係るプログラムとは、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うものです。 ○ 認知症加算を併せて算定する場合、中重度者ケア体制加算の算定要件となる看護職員は他の職務と兼務することはできないため、認知症介護に係る研修を修了している看護師1人で双方を算定することはできず、別途配置する必要があります。 ※ 看護職員及び介護職員の加配については、人員基準に対し、常勤換算で2以上確保していれば、両加算で要件を満たすことになります。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 また、個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定せず、生活機能向上連携加算（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算します。 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に	はい・いいえ ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平成27年度介護報酬 Q&A問3、問39 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問38 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問26、問28 平12厚告19別表6注12 【平18厚労告126別表2の2注15】 [総合事業実施要綱別記2(10)] 平27厚労告95第15の2号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	訓練内容と個別機能訓練計画の進捗状況等と説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定上の留意事項 ○ 理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ○ 「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 ○ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとします。 ○ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとしてください。 ○ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ○ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。		平12老企36第2・7(12) 【報酬留意事項通知第2・3の2(12)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	- 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。 - また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ○ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ○ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、機能訓練指導員等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定上の留意事項 ○ 理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ○ 「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 ○ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 - 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ○ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとしてください。 ○ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ○ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。		
16 個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報	はい・いいえ	平12厚告19別表6注13 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
昇	処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①及び②については1日につき次に掲げる単位数を、③については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは算定できません。 ① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位 ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 76単位 ③ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。以下「理学療法士等」という）を1人以上配置していること。 イ 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 ウ 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 エ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア ①アの規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 イ ①イからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア ①アからオまで又は②ア及びイに掲げる基準に適合すること。 イ 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ○ 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものです	・該当なし (加算の種類) Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱ	【平18厚労省120加表2の2注16】 平27厚労告95第16号 平12老企36第2・7(13) 【報酬留意事項通知第2・3の2(13)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 ☒ は地域密着型 ☐ は第1号通所事業
	○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定する際の人員配置 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置してください。 この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。 ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者になお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めません。 ○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定する際の人員配置 (Ⅰ)イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置してください。 この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、(Ⅰ)イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに(Ⅰ)ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。 ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している時間はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。 なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めません。 ○ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成してください。 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行ってください。 その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。 また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としてください。 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助してください。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 ○ 個別機能訓練の実施体制・実施回数 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としてください。 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定してください。 また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とし		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	す。 ○ 個別機能訓練実施後の対応 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録します。 また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行ってください。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしてください。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ○ その他の留意事項 ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。 ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することはできません。 ・ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。 ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、令和6年3月15日付け老高発0315第2号・老認発第0315第2号・老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示されています。 ・ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。 ○ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行ってください。 LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 ○ 第1号通所事業と一体的に運営される事業所における機能訓練指導員の配置について、個別機能訓練の提供及び運動器機能向上サービスの提供それぞれに支障のない範囲で兼務が可能です。		平成24年度介護報酬 Q&A問69

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業						
17 ADL維持等加算	○ 常勤専従の機能訓練指導員が看護職員の場合、当該看護職員を人員配置上の看護職員に含めることはできません。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ただし、（Ⅰ）と（Ⅱ）は同時に算定できません。 ① ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位 ② ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（イにおいて「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上であること。 イ 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ウ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であること。 ② ADL維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア ADL加算（Ⅰ）ア及びイの基準に適合するものであること。 イ 対象者のADL利得の平均値が3以上であること。 ○ ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定時留意事項 ① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとします。 ② ①ADL維持等加算（Ⅰ）イにおける厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ③ ①ADL維持等加算（Ⅰ）ウ及び②ADL維持等加算（Ⅱ）イにおけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。 <table><tr><td>ADL値が 0以上 25以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL値が 30以上 50以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL値が 55以上 75以下</td><td>2</td></tr></table>	ADL値が 0以上 25以下	1	ADL値が 30以上 50以下	1	ADL値が 55以上 75以下	2	はい・いいえ ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平成24年度介護報酬Q&A問72 平12厚告19別表6注14 【平18厚労告126別表2の2注17】 平27厚労告95第16の2号 平12老企36第2・7(14) 【報酬留意事項通知第2・3の2(14)】
ADL値が 0以上 25以下	1								
ADL値が 30以上 50以下	1								
ADL値が 55以上 75以下	2								

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	利用実人員数又は利用延人員数の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 - イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 - ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届出なければなりません。（当該届出を行わず、加算を請求した場合には、不正請求となります） ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。 ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指します。 ⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指します。 ⑦ 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1人以上配置する必要があります。 ⑧ 「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑨ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できます。 ⑩ 認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。 ※ 中重度者ケア体制加算を併せて算定する場合、中重度者ケア体制加算の算定要件となる看護職員は他の職務と兼務することとはできないため、認知症介護に係る研修を修了している看護師1人で双方を算定することはできず、別途配置する必要があります。 ※ 看護職員及び介護職員の加配については、人員基準に対し、常勤換算で2以上確保していれば、両加算で要件を満たすことになります。	はい・いいえ	平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問26、問28 平12厚告19別表6注16
19 若年性認知症利用者に対する加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
利用者受入加算	処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき60単位（第1号通所事業は1月につき240単位）を所定単位数に加算していますか。 ただし、認知症加算を算定している場合は、算定できません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 ○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 ○ 対象は、「40歳以上65歳未満」となります。	・該当なし	【平18厚労告126別表2の2注19】 [総合事業実施要綱別記2(4)] 平27厚労告95第18号
20 栄養アセスメント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。 ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ○ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ○ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものです。 ○ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定してください。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの低栄養状態のリスクを把握すること。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注17 【平18厚労告126別表2の2注20】 [総合事業実施要綱別記2(5)] 平27厚労告95第18の2号 平12老企36第2・7(17) 【報酬留意事項通知第2・3の2(17)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
21 栄養改善加算	種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ○ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。 ○ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 次の(1)～(5)のいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。（第1号通所事業にあっては月につき200単位） (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しない事業所であること。 ○ 当該加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ○ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1人以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1人以上配置して行う必要があります。 ○ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者です。 ① BMI が18.5未満である者 ② 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）厚生労働省老健局長通知）に規定する基本	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注18 【平18厚労告126別表2の2注21】 [総合事業実施要綱別記2(6)] 平27厚労告95第19号 平12老企36第2・7(18) 【報酬留意事項通知第2・3の2(18)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
	000001「介護予防サービス提供計画」に規定する基本チェックリストNo.11の項目が「1」に該当する者 (6月間で2～3kg以上の体重減少があった者) ③ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ④ 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ⑤ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 なお、次のような問題を有する者については、上記①～⑤のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む) (基本チェックリスト該当項目:「半年前に比べて固いものがたべにくくなった」「お茶や汁物等でむせることがある」「口の渇きが気になる」) ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む) (基本チェックリスト該当項目:「週に1回以上外出していない」「昨年と比べて外出の回数が減っている」) ・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む) (基本チェックリスト該当項目:「周りの人から『いつも同じことを聞く』などの物忘れがあるといわれる」「自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていない」「今日が何月何日かわからない時がある」) ・ うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む) (基本チェックリスト該当項目:「(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない」「(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめない」「(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる」「(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない」「(ここ2週間)わけも ○ 栄養改善サービスの提供は、次のア～カまでに掲げる手順を経てください。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」)を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 なお、通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ※ 同意について、利用者又はその家族から口頭で確認した場合には、栄養ケア計画などに係る記録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、自署又は押印は必須ではありません。 ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。 エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況把握等、その他関係機関等との連携を図る。		平成21年度介護報酬 Q&A問4

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
22 口腔・栄養スクリーニング加算	況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 カ 運営基準上のサービスの提供記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要ありません。 ○ おおむね3月ごとの評価の結果、上記、栄養改善加算を算定できる利用者要件①～⑤のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。 ○ 要支援者に対しては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合 ① 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 ② 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する[通所型サービス]担当職員及び介護支援専門員に提供していること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する[通所型サービス]担当職員及び介護支援専門員に提供していること。 ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 エ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 a 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算([通所型サービス]若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 b 当該利用者が口腔機能向上加算([通所型サービス]若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る口腔機能向上サービス(通所介護費の口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を受けている間である又は当	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	[老認発0319第3号第3の3(9)] 平12厚告19別表6注19 【平18厚労告126別表2の2注22】 [総合事業実施要綱別記2(11)] 平27厚労告95第19の2号 [平27厚労告95第132の2]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
	該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 オ 他の介護サービスの事業所において当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。 ② 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a ①ア及びウに掲げる基準に適合すること。 b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算〔通所型サービス〕若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算〔通所型サービス〕若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a ①イ及びウに掲げる基準に適合すること。 b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算〔通所型サービス〕若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算〔通所型サービス〕若しくは一体的サービス提供加算)の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 d 他の介護サービスの事業所において当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。 ○ 口腔・栄養スクリーニング加算について ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、大臣基準第19号の2ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 ③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照してください。 イ 口腔スクリーニング		平12老企36第2・7(19) 【報酬留意事項通知第2・3の2(19)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
23 口腔機能向上加算	a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。 ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算（〔通所型サービス〕又は一体的サービス提供加算）を算定できること。 ※ 利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを複数利用している場合には、介護支援専門員が各種サービスの栄養状態との関連性、実施時間の実績、栄養改善サービスの提供実績、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者会議で検討して判断・決定するものです。		平成30年度報酬改定 Q&A vol.1問30
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 ① 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 ② 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注に規定す	はい・いいえ ・該当なし （加算の種類） Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表6注20 【平18厚労告126別表2の2注23】 〔総合事業実施要綱別記2(7)〕 平27厚労告95第20号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	石セリ、セリ介護給付費単位数表の通所介護費の柱に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ② 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア ①アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ○ 当該加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ○ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置してください。 ○ 口腔機能加算を算定できる利用者は、次の①～③のいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者です。 ① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 (基本チェックリスト該当項目:「半年前に比べて固いものがたべにくくなった」「お茶や汁物等でむせることがある」「口の渇きが気になる」) ③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ○ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合は、本加算は算定できません。 ○ 口腔機能向上サービスの提供は、次の①～⑤までに掲げる手順を経てください。 ① 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。 ② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。 ※ 同意について、利用者又はその家族から口頭で確認した場合には、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、自署又は押印は必須ではありません。 ③ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。 ④ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を確認し、必要に応じて、口腔機能向上サービスの提供を行うこと。		平12老企36第2・7(20) 【報酬留意事項通知第2・3の2(20)】 平成21年度介護報酬Q&A問15

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
24 科学的介護推進体制加算	⑤ 運営基準上のサービスの提供記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。 ○ おおむね3月ごとの評価の結果、次の①又は②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供してください。 ① 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ② 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者 ○ 口腔機能向上サービスの提供にあたっては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号の第2章第5）を参考にしてください。 ○ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ○ 要支援者に対しては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 イ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ○ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	[老認発0319第3号第3の3(10)] 平12厚告19別表6注21 【平18厚労告126別表2の2注24】 [総合事業実施要綱別記2(12)] 平12老企36第2・7(19) 【報酬留意事項通知第2・3の2(21)】 【平18厚労告126別表2の2注25】 平27厚労告95第51の8の2
25 重度者ケア体制加算（療養通所介護のみ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき150単位を所定単位数に加算しています。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定地域密着型サービス基準第40条第2項に規定する看護	はい・いいえ・該当なし	【平18厚労告126別表2の2注25】 平27厚労告95第51の8の2

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
	師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保していること。 ② 療養通所介護従業者のうち、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第五号に規定する指定研修期間において行われる研修等を修了した看護師を1以上確保していること。 ③ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 ○ 重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第40条第2項に規定する看護職員の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保する必要があります。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で3以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 ○ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第五号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を1以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。 ○ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとします。 ○ 重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。		【報酬留意事項通知第2・3の2(26)⑧】
26 通所介護のサービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は算定していませんか。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注22 【平18厚労告126別表2の2注26】
27 療養通所介護の相互算定関係（療養通所介護のみ）	利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定していませんか。	はい・いいえ ・該当なし	【平18厚労告126別表2の2注27】
28 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護サービスを提供する場合	通所介護事業所と同一建物に居住する者又は通所介護事業所と同一建物から当該通所介護事業所に通う者に対し、通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算していますか。 ○ 同一建物の定義 「同一建物」とは、当該通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該通所介護事業所の通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 ○ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。 ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注23 【平18厚労告126別表2の2注28】 平12老企第362・7(20) 【報酬留意事項通知第2・3の2(22)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
29 送迎を行わない場合	利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等において、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとされましたが、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意してください。 ※ 利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則としますが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しません。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表6注24 【平18厚労告126別表2の2注27】 平12老企36第2・7(23) 【報酬留意事項通知第2・3の2(23)】 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（令和3年3月26日）問30 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（令和6年3月15日）問65
30 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき（療養通所介護については1月につき）次に掲げる所定単位数を加算しています。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位 （要支援1 88単位、要支援2 176単位） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位 （要支援1 72単位、要支援2 144単位） ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位 （要支援1 24単位、要支援2 48単位） （※療養通所介護を算定している場合） ① サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ 48単位 ② サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ 24単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 次のいずれかに適合すること。 a 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 b 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	はい・いいえ ・該当なし （加算の種類） Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ （加算の種類） Ⅲイ・Ⅲロ・該当なし	平12厚労告19別表6二 【平18厚労告126別表2の2ニ】 [総合事業実施要綱別記2(9)] 平27厚労告95第23号 【平27厚労告95第51の9号】 [平27厚労告95第135号]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 次のいずれかに適合すること。 a 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 b 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ④ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ○ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。 ○ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降、届出が可能となります。 ○ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者としてします。 ○ 前年度の実績が6月に満たない事業所にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その記録については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定できなくなった旨の届出を提出しなければなりません。（当該届出を行わず、加算を請求した場合には、不正請求となります） ○ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 ○ 通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は地域密着型介護サービスを行う職員です。		平12老企36第2の7(26) 準用第2の3(12)④～ ⑧) 【報酬留意事項通知第2・3の2(27)】

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
31 介護職員等処遇改善加算	職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。 ○ 同一の事業所において、第1号通所事業の指定を併せて受け、一体的に行っている場合には、本加算の計算も一体的に行ってください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ 上記1から30までにより算定した単位数の111/1000（地域密着型は117/1000）に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ 上記1から30までにより算定した単位数の120/1000（地域密着型は127/1000）に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ 上記1から30までにより算定した単位数の109/1000（地域密着型は115/1000）に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ 上記1から30までにより算定した単位数の118/1000（地域密着型は125/1000）に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から30までにより算定した単位数の99/1000（地域密着型は105/1000）に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 上記1から30までにより算定した単位数の83/1000（地域密着型は89/1000）に相当する単位数 ○ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該指定通所介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該指定通所介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該通所介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことは	はい・いいえ ・該当なし (加算の種類) Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	平12厚告19別表6ホ 【平18厚労告126別表2の2ホ】 [総合事業実施要綱別記2(13)] 平27厚労告95第24号（準用第4号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
	やむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 <u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>① (1)①から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>ア ケアプランデータ連携システムを利用していること。</u> <u>イ 社会福祉連携推進法人に所属していること。</u> (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ロ</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>① (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>② (2)②に掲げる基準に適合すること。</u> (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※ 介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、『Ⅰイ』、『Ⅰロ』、『Ⅱイ』、『Ⅱロ』、『Ⅲ』又は『Ⅳ』のうち、事業所ごとにいずれか1つの区分のみを選択してください。例えば、生産性向上の上乗せ要件を満たしたとして『Ⅰロ』を選択した場合、同時に『Ⅰイ』や『Ⅱロ』などの他の区分を重複して選択（併用）することはできません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
	(算定)することはできません。 ※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日老発0313第6号厚生労働省老健局長通知)を参照してください。		平12老企36第2の7(27)
(以下、第1号通所事業のみ)			
32 通所型サービス費	(1) 利用者の要支援状態区分に応じて、所定単位数を算定しています。 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) (1) 要支援1 1,798単位 (2) 要支援2 3,621単位 イ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき) (1) 要支援1 436単位 (2) 要支援2 447単位 (2) 看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービス事業所において、指定通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定します。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準については、上記の通所介護を参照してください。 (3) 利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の6第2の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定通所型サービスが必要とされた場合についてはア(1)又はイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定通所型サービスが必要とされた場合についてはア(2)又はイ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定していますか。 (4) イ(1)については、1月につき4回、イ(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定していますか。 ○ 通所型サービスの意義について 指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第47条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意してください。 ① 入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましいです。 ② 運動器機能向上サービス(利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。)は、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(1)(2)] [総合事業実施要綱別記2(2)注1] [総合事業実施要綱別記2(2)注2] [総合事業実施要綱別記2(2)注3] [老認発0319第3号第3の3(1)]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 []は第1号通所事業
33 高齢者虐待防止措置未実施減算	機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。ただし、当該事業所が感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、令和7年3月31日までの間は、適用しません。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準については、上記の通所介護を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注4]
34 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準については、上記の通所介護を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注5]
35 通常の事業の実施地域を越えた場合の加算	通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第9条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準については、上記の通所介護を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注6]
36 若年性認知症利用者受入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供した場合には、所定単位数に1月につき240単位加算していますか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準については、上記の通所介護を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(4)]
37 介護予防通所介護のサービス種類相互の算定関係	(1) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護もしくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定できません。算定していませんか。 (2) 利用者が一の指定通所型サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の介護予防通所介護事業所がサービス提供しても報酬算定できません。算定していませんか。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注7]
38 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護サービスを提供する場合	指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 ア 33ア(1)を算定している場合（1月につき） 376単位 イ 33ア(2)を算定している場合（1月につき） 752単位 ウ 33イを算定している場合（1回につき） 94単位 ※ 同一建物の定義は、上記通所介護を参照してください。 ※ 上記ただし書き部分についての詳細は、上記通所介護を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注9]
39 送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき、47単位（ア(1)を算定している場合は1月につき376単位を、ア(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算していますか。ただし、39を算定している場合は、この限りではありません。 ○ 利用者が自ら指定相当通所型サービス事業所に通う場合、利用者の家族等が指定相当通所型サービス事業所への送迎を行う場合など 当該指定相当通所型サービス事業所の従業者が利用者の居	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(2)注10] [老認発0319第3号第3の3(5)]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
40 生活機能向上グループ活動加算	また、当該指定相当通所型サービス事業所の従業員が、利用者の自宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。ただし、39の減算の対象となっている場合には、当該減算において送迎コストにかかる評価を既に行っていることから、本減算の対象とはなりません。なお、送迎は、外部委託を行うことが可能であり、この場合、送迎を行わない場合の減算の適用はなく、委託費の額は送迎を行わない場合の減算の額を踏まえて、指定相当通所型サービス事業者と委託先との間の契約に基づき決定するものです。この他、総合事業の実施主体としての市町村が、地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点に立ち、指定相当通所型サービス事業所の利用者の送迎を、地域の交通事業者等（社会福祉協議会、NPO法人、農業協同組合、労働者協同組合、法人格を有する地域運営組織等を含む。）による通所型サービス・活動Aとして委託することや、地域住民の互助活動による訪問型サービス・活動B及びD並びに一般介護予防事業として補助することにより、指定相当通所型サービス事業者以外の者に担わせることも想定されますが、この場合は、指定相当通所型サービス事業者が送迎を実施していないため、当然に本減算が適用されます。なお、市町村が、送迎を指定相当通所型サービス事業者以外の者に担わせる場合は、安全管理体制の確保に努めるとともに、事故発生時の対応等について適切に定めてください。 次のいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位を加算していますか。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しません。 ① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。 ② 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 ③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。 ○ 生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定できます。 集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。なお、当該加算を算定する場合は、次の①～③までを満たすことが必要です。 ① 生活機能向上グループ活動の準備 ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 (活動項目の例) 家事関連活動 衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタン付け等）等 食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等 住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等 通信・記録関連活動	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(3)] [老認発0319第3号第3の3(6)]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 ☒ は地域密着型 ☐ は第1号通所事業
	機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等） イ 1のグループの人数は、6人以下とすること。 ② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定 介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のア～エまでに掲げる手順により行うものとする。なお、ア～エまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護計画に記録すること。 ア 当該利用者が、 （一）要支援状態に至った理由と経緯 （二）要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容 （三）要支援状態となった後に自立してできなくなったこともしくは支障を感じるようになったこと （四）現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容 （五）近隣との交流の状況等について把握すること。 把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得よう努めること。 イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容とすること。 ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。 エ 生活機能向上グループ活動の （一）実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし （二）実施頻度は1週につき1回以上行うこととし （三）実施期間は概ね3月以内とする。 介護職員は、（一）から（三）までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。 ③ 生活機能向上グループ活動の実施方法 ア 介護職員等は、あらかじめ生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意事項等を明らかにしておくこと。 イ 生活機能向上グループ活動は、1のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名を記録すること。 エ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。 オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの（三）から（五）までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。 また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等 【】は地域密着型 [] は第1号通所事業
41 一体的サービス提供加算	サービスの継続の必要性について当該利用者と介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 通所型サービス費の栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの基準に適合しているものとして市長に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 ロ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。 ○ 当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものです。なお、算定に当たっては以下に留意してください。 ① 栄養改善加算及び口腔機能向上加算に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。 ② 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。	はい・いいえ ・該当なし	[総合事業実施要綱別記2(8)] 平27厚労告95第133 [老認発0319第3号第3の3(11)]